

上学第345号
令和5年6月14日

上野原市立小中学校
保護者各位

上野原市教育委員会
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症による出席停止の手続きについて

梅雨の候、保護者の皆様におかれましてはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素より、本市の教育行政に対しまして、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本年5月8日より、新型コロナウイルス感染症が法律上の5類感染症に移行されたことに伴い、新型コロナウイルス感染症に感染した場合、インフルエンザによる出席停止と同様に、再登校の際には、別紙様式「新型コロナウイルス感染症による出席停止報告書」を保護者が記入し、学校へ提出してください。保護者の皆様にはご確認の上、ご理解ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

【新型コロナウイルス発症から再登校まで】

- 1 新型コロナウイルス感染症発症
- 2 医療機関受診（「新型コロナに感染」と診断）
- 3 学校へ電話で「受診結果・再登校予定日」等を報告
- 4 「新型コロナウイルス感染症による出席停止報告書」を学校から受け取り、記入・提出
(各校の学校ホームページにも様式があります。)

【新型コロナウイルス感染症の出席停止期間】

- ◆発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
 - ・発熱等、新型コロナウイルス感染症の症状が始まった日を発症0日目とします。
 - ・「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱しかつ呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。
- ◆登校可能になる日まで体温を測り「新型コロナウイルス感染症出席停止早見表」の体温記録表に記入してください。